

最近の管内情勢について

いわき労働基準監督署署長 伊藤 克義

八幡会長はじめ会員の皆様には、日頃から当署の行政の推進にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除されたものの、全国的な感染者の増加が続き、まだまだ感染防止対策を継続しなければなりません。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの励行、3密（密集、密接、密閉）を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。

また、職場における防止対策も徹底しなければなりません。対策に漏れがないか、厚生労働省で示しているチェックリストを用いて確認してください。

梅雨が明けてから、いわき地区でも暑い日が続きました。9月に入っても熱中症防止対策は必要です。コロナ対策に留意しながら、体調を把握し、水分補給をこまめに行う等の対応をお願いします。

コロナ対策のための自粛要請等のため、飲食店等各事業場の経営状況は厳しくなっています。どうか、雇用調整助成金等を活用して雇用の確保にご協力をお願いします。

働き方改革について、4月には時間外労働の上限規制が中小事業場にも適用になりました。また、パワハラに関する法規制が6月から大企業について施行されています。いわき労基署においても、パワハラ・いじめに関する相談が増加しています。各企業とも防止対策への取り組みが必要です。

いわき労基署では、従来の監督指導とは別に、働き方改革の法改正等について、職員が直接事

業場を訪問して説明していますが、今年度も多くの事業場を訪問することとしていますので、ご活用ください。また、不明な点はお問い合わせください。

今年度は第13次労働災害防止計画の中間年にあたります。昨年は休業4日以上労働災害が、福島労働局全体では前年比5.4%、いわき署管内では前年比10%の減少となりました。しかし、基準とする平成29年の件数よりもまだ多い件数となっており、更なる対策が必要です。

なお、今年の7月末の時点では、いわき署管内で前年比6.9%の増加となっています。業種では建設業、道路貨物運送業、社会福祉施設で増加しています。

特に昨年10月の台風19号等による大雨の被害に係る復旧工事、家屋の解体工事等が多く施工されていますので、災害防止の徹底が必要です。いわき労基署では、積極的に工事現場のパトロールを実施しています。

また、全業種において、事故の型では転倒災害が多くを占めていますので、危険個所の点検を実施し、通路の段差解消等の対策をお願いいたします。

高年齢労働者に係る労働災害が増加しているため、厚生労働省では「エイジフレンドリーガイドライン」を策定しました。高年齢労働者に対応した職場環境の改善等に努めてください。

当署では、働く方々の健康や安全を守るため、様々な施策に取り組んで参りますので、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。